

社会福祉法人石川福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石川福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 理事長については、報酬を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は別表第1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程の例に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事会及び評議員会等に出席した場合は、旅費規程に基づき、交通費の実費相当額を別途支払うことができる。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 理事長に対する報酬の支給日は、職員給与規程第5条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の廃止)
- 2 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、廃止する。

別表第1 (理事長の報酬)

	報酬の額
理事長	月額 100,000円

別表第2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	8,000円
理事会等会議への出席	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4,000円